

論 文

平安期における周防国の地域有力者と国衙機構―国衙在庁としての関わりを中心に―

渡 辺 滋

はじめに

日本古代の令制下における地方行政は、中央から派遣される国司四等官（守・介・掾・目）を中心に運営されていた。令制施行当初の理念によれば、現地出身者は「本籍廻避」の原則から、決裁権を行使する立場で国務に携わることが認められておらず⁽¹⁾、国雑色人（現地採用の事務官）などとして下働きに徹する立場に置かれ続けていた。例外的に下級の国司として、受領（中央派遣官の首位）の元で国務の一端に関われるようになったのは、ようやく一〇世紀代からである。さらに一一世紀後半以降、現地有力者が「在庁」という呼称を得て、より本格的に国衙行政に携わるようになった。同時期以降、受領が国府に常駐しないケースが増えていく現象もあり、おおよそ中世前期のうちは国内で国衙在庁が重要な役割を担い続けることになる。朝廷から草創期の鎌倉幕府に与えた主要権限の一つに「国衙在庁指揮権」が含まれていたことは⁽²⁾、古代末期の地方社会における国衙在庁の重要性を端的に示している。

この「国衙在庁」とは、国衙の中心施設「国庁」（あるいはその機能を継承する施設）に座を与えられ、各種の政務決裁に直接携わる立場である。国庁に座を占めて国務決裁権を行使することは、令制本来のあり方では、中央から派遣されてきた国司四等官のみに認められた特権であり、現地出身者は長くその使役に甘んじてきた。呼称こそ異なるとはいえ、現地出身者がかつての国司四等官に匹敵する行政権を確保したことを示すのが、この肩書きなのである。九世紀後半―一一世紀前半にかけての長きにわたる段階的な諸活動の成果として、ようやく獲得するに至った政治的成果といえよう。

このように、全体としては中央・地方社会間における綱引きの末、一一世紀中頃以降、後者の優位が明確になった結果として国衙「在庁」という新しい地位が生成したのだが、もちろん地方社会においても、各種の綱引きは常に行わ

れ続けている。ただしそれは、単純に地方社会の中だけで完結する訳ではなく、おおくは外部の諸勢力（とくに受領やその背後にある中央権門）との関わりの中で繰り広げられた政治運動でもあった。とくに周防国の場合、古代後期には院分国として院政期の中央政界の頂点と直結する位置にあったこともあり、中央との関わりを築いた地域勢力の台頭（そして、おそらくそれに伴う旧来の勢力の退潮）が顕著に見られた。

実際、古代後期―中世前期かけての諸史料からは、国衙在庁を構成する勢力の時期的な変遷が確認できる。古代後期の構成員を列挙したと想定される「建久八年（一一九七）阿弥陀寺鉄塔銘」（『防府市史 史料編Ⅰ』）には多々良・日置・大原・源・大中臣・上・土師・賀陽・菅野・中原・佐波・胡・安部・矢田部などの姓が見えるが、ここに大江氏を加えた程度が、在庁の最大範囲と推定される。関連史料⁽³⁾によつて時期差を見ておくと、まず古代後期の有力勢力は多々良氏と賀陽氏・日置氏で、一二世紀末から土師氏が増え始める。この時期、すでに大化前代からの有力勢力だった周防氏はほぼ力を失っており、さらに源平合戦の後には源・安部・大中臣の諸氏も脱落したと推定される。中世中期までに多々良氏が在庁勢力から抜けた後は、土師氏を筆頭に日置・賀陽の二氏が存続するというのが、おおよそその推移である⁽⁴⁾。なおこれらの勢力のうち、先行研究では中原・大江・菅野などの諸氏が、京下りした勢力と推定されている⁽⁵⁾。

以下、本稿では、これらの諸勢力が周防国内でどの様に活動していたのか、前稿に引き続き、土師・賀陽・安部・上・胡・中原・菅野の諸氏の性格について、断片的な史料をつなぎ合わせて復元・分析していきたい。

第一節 土師氏

土師氏は、古代～中世の諸史料を見る限り、日本全国に多数の居住例が確認できる。古代の行政地名のなかには、「土師」・「反治」などの郷名が各地に一〇以上存在しており⁶⁾、その多くは土師氏の勢力拠点と推定される。ただし周防国の場合、その種の古代地名の存在は確認できない。

そこで周防国に関する史料から、土師氏の活動領域を確認しておこう。たとえば中世の史料となるが、同氏の人物が仁井令（佐波郡・国府南域）の公文職を勤めていることは（「貞和四年（一三四七）五月八日周防仁井令公文職為経ほか和与状案」（大日本古文书『東福寺文书』二一四三四））、当時、佐波郡南部を活動拠点の一つとしていたことを示している。応長元年（一一三一）に、佐波郡にある松崎天神（現在の防府天満宮）の成立由来を描く『松崎天神縁起絵巻』の製作を企てた土師信定も、この一族と推定されよう。ただし、これらのことを以て、土師氏の本貫を佐波郡と見なすのは早計である。土師氏と先祖を同じくする菅原氏を祀る神社に、国内他郡を本拠とする土師氏が絵巻を奉納しても、何らおかしいことはないからである。

実際、土師氏の活動範囲が佐波郡内に限定されていなかったことは、勝間村（熊毛郡）の書生職（「建治三年（一二七七）か土師吉安申状案」『防府市史 史料Ⅰ』上司家文书二一・「鎌倉遺文」一一八〇六）や、立野保（熊毛郡）の書生職（「弘安二年（一二七九）六月頃散位土師基安申状」⁷⁾）なども保持していたことから確認できる。

このほか「（一一五二〇年代）六月二十六日周防目代春芸書状」（大日本古文书『東大寺文书 一六』八〇八）から「土師庄」（所在不明）の存在を想定する先行研究もある。ただし最新の研究で該当箇所は「大野庄」（『山口市史 史料編 中世』五一八頁）と翻刻されているので、ここでの検討対象とはしない。ともあれ所在が明確な事例に限ると、中世の土師氏は、佐波郡や熊毛郡など周防国内の各所に活動範囲が散在することが分かる。

これらの所領以外で注目されるのは、吉敷郡の「土師宮」（のちに八幡神を合祀して、現在は土師八幡宮と呼称している。山口市吉敷上東に所在）の存在である。当社は土師氏の祖（天穂日命・野見宿禰など）を主神として祀っており、近年まで「天延三亥年」（九七五年）の銘を持つ唐冠が伝来していた⁸⁾。

周防国内で、比較的古い段階から「土師」の地名が存在したことがうかがえるのは、管見の限りこの地域に限られており、古神宝を伝えた神社の存在にも注目すれば、吉敷郡に土師氏の本拠地が存在した可能性は高いように思われる。同社のある丘陵には土師宮古墳群が展開し、向かいの丘陵上の新宮山古墳（前方後円墳）などととも当地の支配者層の墓所をなしていた。この地域が律令国郡制下における吉敷郡の郡名の由来となっただけでなく、周辺諸地域の中でも最強勢力の根拠地だった可能性が高い⁹⁾。このほか、土師氏の旧来の職掌の一つとして窯業への関わりがあったことを念頭に置くと、吉敷郡南部に所在する陶窯跡群（八世紀前半～九世紀にかけて稼働していた窯跡群）は、同氏の経営下にあった可能性も想定されるかもしれない。

なお、周防国吉敷郡と境を接する長門国阿武郡にも、土師氏は勢力を保持していた。このことは、「長門国司申、為_下居_三住阿武郡_之朝兼宿禰并男_五（_{土師}）寛弘五年（一〇〇八）八月八日条」という記事から判明する。この事件で朝兼は「除名」（官職・位階の没収）処分を受けるが、これ以前には、長保元年（九九九）には常住寺修理料を献納した功により大宰少監（『大間成文抄』四）の地位に就き、また寛弘元年（一〇〇四）には内給（天皇からの推薦）により従五位下の位階を得るなど（『御堂関白記』寛弘元年五月十三日条）、中央政界と密接に結びついていた。ちなみにこの際、共犯である息子為基（為元）はとくに処罰もされず、鑄銭司判官の地位を保持し続け、のちに長門守高階業敏を上訴して解任に追い込む（『小右記』寛仁二年（一一〇一）十二月七日条）ほどの力を保持し続けている。

このように土師氏は隣の長門国にも活動拠点を持っており、周防国吉敷郡と長門国阿武郡の地理関係も考えると、この地域における土師氏の本来の拠点は周防国の吉敷郡から長門国の阿武郡にかけてのエリアだった可能性が高い。平安後期の阿武郡は広い範囲で皇室領だったらしく、一時期、平家領だった段階を経て、中世以降も長講堂領の一つとして「阿武御領」（『鎌倉遺文』五五六ほか）が見える。同郡が、鎌倉初期に周防国（造東大寺料国）と連動して東大寺再建に関わっていたことも踏まえると、そもそも平安後期に阿武郡が治天の君の所領化する現象は、周防国（院分国）の政治的あり方と密接に関わっている

たと考えられる。所領化の過程で、当時、周防国吉敷郡から長門国阿武郡にかけてを勢力圏としていた土師氏が何らかの役割を果たした可能性は十分に想定できよう。前述した阿武郡の土師氏は、平安中期の段階で牛牧荘（撰関家領）を介して撰関家と結び付いていたようだが（詳細は別稿を予定している）、そこから辺を媒介として、平安後期までには皇室とも直接結び付くようになっていたのかも知れない。

なお阿武郡において、古代の窯業関連遺跡は、郡内三つの平野のうち中央の大井川河口域の大井平野で「円光寺埴輪窯跡」（六世紀前半）が検出されるに止まっている。この地域は阿武国造の本拠地と考えられるので、土師氏が大化前代の段階で郡内で活動していた痕跡は確認できないことになる。周防国の土師氏が、長門国阿武郡南部の開発が進んでいない（Ⅱ条里遺構の存在が確認されない）阿武川下流域の砂州（現在の萩市街地）へと進出したのは、平安期に入ってから可能性が高い。

このように平安中期の段階において、周防国の土師氏の活動は周防国のみならず隣接他国にまで及んでおり、前述した中世の土師氏の所有する周防国の佐波郡・熊毛郡における権益は、国衙在庁としての活動のなかで、後から入手した可能性を想定すべきではなからうか。

以上のように考えると、古代の吉敷郡は、西方の八田郷を中心に勢力圏を保持する矢田部氏¹⁰⁾と、北方から東方にかけてを拠点とする土師氏によって大きく二分されていたことになる。吉敷郡衙の所在した可能性が高いとされる吉田遺跡（山口市大字吉田）が両者の勢力圏の中間点に位置することは、示唆的である。おそらく郡領クラスの官人も、郡内の二大勢力である両氏で分担輩出していただのであろう。

なお後世の史料で、土師氏との系譜上の連続性を主張する事例が散見される。たとえば「重枝孫兵衛系図抜書」（『防長風土注進案』三田尻宰判 御判物其外写）は、同氏の本姓が土師であることを述べる。また中世後期の松崎天満宮の大宮司だった武光氏が、自らの本姓を土師であると主張する事例も、同様である。いずれの場合も何らかの関係があった可能性までは否定し得ないが、土師氏の元々の本拠地が佐波郡内にあったことを示す根拠とはならないように思われる。

第二節 賀陽氏

「カヤ」を含む地名は、もともと自然環境に由来するもので¹¹⁾、野・原・津・田などの古代の郷名が全国各地に点在している。単に「カヤ」という地名も、賀夜郡賀夜郡（備中国）をはじめ、賀陽郷（但馬国・気多郡）、蚊屋郷（伯耆国・会見郡）、加夜郷（筑前国・志麻郡）などに確認できる。後者の事例は、そうした地名に由来する「カヤ」集団の広がりを示すようである。その集団の中心は、郡・郷名ともに「カヤ」を称する備中国賀陽郡賀陽郷と考えられる。

備中国賀陽郡は、古代吉備氏の一流である賀陽（香屋・加夜）氏の本拠地で、古代日本において全国有数の製鉄業の盛んな地域だった¹²⁾。この地域の支配者層の一部が、遠隔地の周防国へわざわざ移住した背景としては、製鉄技術の移転を目的としていた可能性が想定される¹³⁾。周防国には、古くから金属製錬関係の技術を保持する集団が活動していたが、製鉄技術については四世紀代に半島から導入された技術が広まった北部九州と吉備地方の中間で後塵を押ししており、現地でもそうした間隙を埋める必要性は強く認識されていたはずだからである。

彼らの吉備地方からの移住時期については、八世紀中頃以前と推定される¹⁴⁾。ただし古代社会における技術移転、たとえば製鉄のような高度な事例の場合、地域社会同士の個々のつながりのみから実現するとは考えにくい。この種の技術は、早い段階から中央政府による一定の管理下に置かれていた可能性が高いことも念頭に置くと、七世紀末以降の長登銅山（長門国美祿郡）の官営化をはじめとする諸施策と関連する政策的なてこ入れの一環と考えるのが妥当であろう。そうした観点によれば、周防国府域内で多数検出されている金属精錬関連の遺構や、国府域と周防鑄銭司（平安期）の間の地域に存在する同種の遺構などは、彼らの経営下に置かれた施設であった可能性も想定すべきように思われる。

さて、周防国における賀陽氏の当初の本拠地は不明だが、とりあえず史料が現存している中世初期における勢力範囲を確認するため、その所領を順に見ていこう。まずは、①馬屋河内保（熊毛郡）だが、その場所は「現在の光市小周防のうち島田川西岸」（『角川日本地名大辞典』）と推定される。馬屋は、当

地が周防国八駅のうち周防駅の有力な比定地であることも踏まえれば、「延喜式にある駅家(ウマヤ)から出たものではないか」⁽¹⁵⁾という見解が妥当だろう。〇〇河内という地名は周防国内に多く見られるが、河・谷に沿った平地⁽¹⁶⁾の意とされる。

賀陽氏が、この地域を比較的古い時期から支配していたらしいことは、「文治五年(一一八九)十月九日東大寺勸進所下文」(『鎌倉遺文』五〇〇九一)で「依_レ為_二重代_一□□□□、所_レ補_二任件職_一□□□□」⁽¹⁷⁾とされる「散位_(賀陽)□□□□為助」への言及や、この文書の発給に先立って提出された次掲の文書の内容からも明らかである⁽¹⁷⁾。

・「某年賀陽為助解」(出光美術館所蔵『見ぬ世の友』)

「下 留守所／無指罪科」者、以_二為助_一可_レ令_二還_一補公文職也(花押)⁽¹⁸⁾
散位賀陽為助解 申請 勸進所裁事

請_レ被_下特為_二重代相伝_一上、任_二度々裁判_一、補_中任馬屋河内保／公文職_上子細愁状

(以下闕)

これらの文書によれば、馬屋河内保の公文職は、在庁官人としての活動によって代々の賀陽氏の当主が保持してきたことが分かる。「重代」・「相伝」などの文言からは、遅くとも平安後期のうちには同氏の所領となっていた可能性が高い。

つぎに、②切山保(都濃郡)の場所は、「下松市の東、熊毛郡との境に位置する大字切山付近」(『日本歴史地名大系』)とする想定でよからう。一般に「切山」といった場合、鉱山の坑道を指す場合のほか、切り通し状に道路を開削した地域や、焼畑などで開墾した土地を指す場合などがある⁽¹⁸⁾。都濃郡の事例の場合、周辺で鉱物が産出される地域は確認されておらず⁽¹⁹⁾、この地域は古代山陽道の周防駅／生屋駅の中間地点にあたる交通の要衝であることも踏まえると、山がちな地形を切通したことに由来する地名と推定される。

「建治三年(一一七七)七月 賀陽資成申状案」(『鎌倉遺文』一二七八九)によれば、賀陽資成という人物が、「依_二朝夕奉公_一、就_二同輩給恩_一」という理由で、そこに書生職を所持していたことが確認できる。「奉公」とは国衙在庁としての公務を指す表現だろうから、長年の勤務への報償と

してこの地域の支配権が給付されたことになる。逆にいえば、この地域は賀陽氏の本来の所領というわけではない可能性が高い。なお、同保が「地頭申_二立請所_一」、つまり地頭が管理の一切を任せられる方式に移行したことで、彼が「無足」(無収入)になってしまったところを見ると、この人物は賀陽氏の名かでも本家の当主ではなく、固有の所領を保持していなかった分家の人物である可能性もある。いずれにしても、当地が賀陽氏の根本所領でないことは間違いない。

さいごに、③安田保(熊毛郡)は、「熊毛町大字安田付近」(『日本歴史地名大系』)と推定される。地名の由来は不明だが、この公文職を中世前期の賀陽氏が所有していたことは、「建治三年(一一七七)十一月二十一日周防国司庁宣案」(『鎌倉遺文』一二九〇九)ほかの関連文書から読み取れる⁽²⁰⁾。ただし相伝の始まった時期は、それほど古くないらしく、現存しないものも含め関連文書として挙げられるのは鎌倉期以降のものばかりなので、源平合戦以降に国内の勢力バランスが再編される過程で入手された所領と推定される。

以上見てきたところによれば、馬屋河内(小周防)・切山・安田など、相互に五〜六キロ程度の距離にある国衙領の三保が、中世前期における賀陽氏の中心的な拠点となっていたことが判明する。小周防周辺は、かつての周防国造(源平合戦で失脚した周防氏)の本拠地であり⁽²¹⁾、この地域が賀陽氏本来の拠点とは考えにくいだが、この時期の同氏の支配領域が熊毛郡の北部から都濃郡の南部にかけて広がっていたことは、間違いない。これら以外の所領が確認できない以上、賀陽氏の拠点が周防国の東部に偏重していた可能性は高く、そうした所領の配置は同氏が周防国の東方(備中国)から転入してきたことと関係があると考えるのが妥当だろう。先に推測したように、同氏の周防国への移住は先端技術の導入を目的としていた可能性が高く、その活動の痕跡が国府周辺に残されていておかしくはないが、おそらく国内における居住地は、同国東部の熊毛郡・都濃郡あたりに所在していたのではなからうか。

さて、以上に紹介してきた各所領のその後についても、一応確認しておこう。馬屋河内保のその後は不明だが、関連する可能性が高い小周防保は、早い段階で内藤氏や大内氏に押領されている。切山保・安田保も、一六世紀までには大内氏に押領され、国衙領としての実質を失っていく。賀陽氏に限らず、同様の

を持っていた防府天満宮の経営に関わらなくなったようである⁽³⁰⁾、国衙関連の文書にも「宝徳二年（一四五〇）十二月十三日 浜湯屋定文」（『防府市史』史料一・『防長寺社証文』所収文書一）を最後として姿を見せなくなる。逆にこの時期以降、前述のように「兄部」家による商人としての活動が本格化していく傾向が確認できることを踏まえると、武士として活動するに必要な所領を維持できなくなり、活動の方向性を商業へとシフトしていった可能性が想定されるのではなからうか。

第三節 安部氏

安部氏は周防国大島郡（現在の周防大島）を拠点とする氏族で、「建久八年（一一九七） 阿弥陀寺鉄塔銘」（『防府市史 史料編Ⅰ』）に「国史 留守所」と見えるところから、古代末期に周防在庁を務めていたと推定できる。中世以降の国衙関連史料に姿を見せないのは、古代末期の内乱の過程で、在庁の地位を失ったことによるのだろう。

周防大島（屋代島）は、「平氏謀叛之時、^(平知盛)新中納言構^レ城居住、及^レ旬月之間、島人皆以同意」（『吾妻鏡』文治四年（一一八八）十二月十二日条）とある通り、源平合戦期には屋島（讃岐国）や彦島（長門国）と並んで、平家方の重要な戦略拠点として機能していた。その際、「平民知盛卿謀反之時、構^レ城郭^二所^一居住^二也。其間住人、字屋代源三・小田三郎等令^二同意^一、始終令^レ結^レ構^二彼城^一畢」（『建久三年（一一九二）六月三日 前右大将家政所下文』『鎌倉遺文』五九四）とあるように、小田三郎（安部守真）が平家方に協力したことで⁽³¹⁾、戦後、在庁の地位を失ったと考えられる。

ただし同氏が、周防国衙在庁となるまでの経緯を示す史料は、現存していない。同氏の旧蔵史料によれば、安部氏の主要拠点である屋代荘は、平安前期に開発され摂関家領となり、鎌倉期以降も大江広元から公文職を安堵されたことになっている⁽³²⁾。しかし、いずれも後世に作成された偽文書と考えられる⁽³³⁾。源平合戦の後も屋代荘に一定の権益を確保していたことから、権利の正当性を主張する目的で、以上のような偽文書を作成したのだろう。

実際に彼らが周防国で勢力を保持するようになった時期については、子孫の「名」がヒントを提供している。家伝の文書類によれば、安部氏は平安初期に

当地へ流された中央貴族の子孫を称しているが、前述したように、その説明はそのまま受け入れられるものではない。ただし、もし下向者の子孫だとすると中央で「守□」を名乗る安部（安倍）氏の事例は一一世紀以降に集中するので⁽³⁴⁾、下向時期はそれ以降の可能性が高いことになる。その場合、国衙在庁として権勢を振るつたのは、平安後期はかなり限られた時期ということになる。下向の契機としては、受領や院分国制との関係も想定可能だが、その場合、国府から遠く離れた大島郡に拠点を置いたのは、海上交通路の確保との関係を想定すべきであろう。同島は、古く『古事記』の国生み神話でも言及される要衝で、平安期においても瀬戸内海交通の最重要拠点の一つと見なされていた。

第四節 上氏

上（かみ）氏は「建久八年（一一九七） 阿弥陀寺鉄塔銘」（『防府市史 史料編Ⅰ』）に「国史 留守所」の一員として見えるところから、古代後期に周防国在庁を務めていたことが判明する勢力である。『新撰姓氏録』によれば上村主・上曰佐・上勝のいずれも渡来系で、京貫のほか摂津・河内・和泉などに居住している⁽³⁵⁾。彼らが拠点としたと考えられる古代地名を搜してみると、たとえば「賀美郡」は二カ所（陸奥・武蔵）・「賀美郷」は20カ所が諸国に点在する。ただし周防国に近いところでは播磨・丹波・筑前の郷名が確認される程度で、周防国の上氏が元々どこの出身だったのかは不明である。隣国の事例では、安芸国高田郡に上勝永友（『平安遺文』一二六〇）という人物が田地を所有しているので、同族の可能性は推定できる。

周防国に移住した後の上氏については、先の「阿弥陀寺鉄塔銘」のほか、たとえば「周防国住人宇佐那木上七遠隆、献^三兵糧米^一。依^レ之^源參州解^源纜、渡^二豊後国^一（云々）」（『吾妻鏡』元暦二年（一一八五）正月二十六日条）⁽³⁶⁾という記述から、源平合戦期に源氏方へ協力していたことがうかがえる。またこの記事からは、上氏が熊毛郡の宇佐木（宇佐名木・宇佐那木）保を拠点とする勢力だったことも判明する。宇佐木村（熊毛郡）には「上殿（かみどの）」という地字が現存（現在の熊毛郡平生町宇佐木上殿）するので、そのあたりが周防国における本拠地と想定される。

つまり『吾妻鏡』の記事によれば、本拠地の地名から宇佐木遠隆⁽³⁷⁾と名乗

る人物が存在し、彼が上某の七男に当たることから、「上七遠隆」とも呼ばれたと考えられる⁽³⁸⁾。この人物が、宇佐木と隣接する大野本郡(熊毛郡)を本拠とする一族の「大野七郎遠正」(「文治二年(一一八六)九月五日源頼朝下文」『鎌倉遺文』一六九)などと共に、熊毛郡内で勢力を保持していたのだろう⁽³⁹⁾。上氏は、中世以降、国衙の関連文書に姿を現さないが、これらの史料を見る限り、根拠地周辺では勢力を保持し続けていた可能性が高い。本稿で扱った土師氏・賀陽氏などとは異なり、もともとそれほど大きな勢力を持った一族ではなかったと推定され、平安後期の一時期に国衙在庁に加わったこともあるという程度のレベルだったのではなからうか。

第五節 胡氏

胡氏については、「応永三十二(二四二五)年十月 小俣小俣八幡宮改造御符裡書」(『防長風土注申案』第九 山口宰判 小鯖村)に「于^レ時、応永三十二乙巳年十月日終^三功于茲^一／願主胡左近將監頼幸敬白」とあるところから、吉敷郡南部の小俣あたりを拠点とした勢力ではないかという想定が提示されているが⁽⁴⁰⁾、詳細は不明である。

この一風変わった姓(訓は「エビス」だろう)の淵源は、どこにあるのだろうか。先行研究によれば、瀬戸内海におけるエビス信仰の淵源は、厳島神社の境内社「江比須」(『平安遺文』三四八三・補一一〇)で、これは広田神社(西宮)などの他所の事例に先行するという⁽⁴¹⁾。また、瀬戸内海各地の複数の系統からなるエビス信仰のうち、厳島神社系のもは「胡」表記の事例が目立つとされる⁽⁴²⁾。

現在、山口市周辺だけでも秋穂に恵比須、吉敷に戎河内など、複数の関連地名が存在する。山口県全域に目を広げれば、岩国市・熊毛郡・大島町など瀬戸内海沿岸に関連地名が散見される⁽⁴³⁾。姓の場合も、そもそも「エビス」と読む姓は西日本に集中するが、「胡」表記の事例は広島県廿日市市・呉市などを中心に分布するという⁽⁴⁴⁾。「寛元二年(一二四四)八月倉敷作畠下地目録」(『鎌倉遺文』六三六八)で、安芸国高田郡・佐伯郡などの畠地目録に自署を加える「公文判胡□(花押)」は、彼らの先祖にあたる人物だろう。

こうしてみると、周防国の胡氏は、厳島信仰と関係する氏族と考えられる。

さきに「胡左近將監頼幸」の根拠地と目された小俣(現在の防府市大字台道小俣)も、近世の埋め立てがなければ海岸線まで至近の距離に位置する。こうした立地からも、彼らは瀬戸内海西部の海上交通と接点を持つ勢力である可能性が高い。平安後期の周防国衙には「船所」があり、海上交通の管理に一定の役割を果たしていたと考えられるので、あるいはそうした業務の一端を担った国衙在庁かもしれない。

第六節 中原氏

周防国の中原氏について、通説では京下の子孫とされる⁽⁴⁵⁾。その結論に異存はないが、通説はとくに具体的な検討を経たものではない。中原氏は、十市宿祢を祖とする一流のほか、舎人親王の後裔などもあり、また複雑な改姓や養子関係の構築もあって、血縁関係の復元が困難な民族の一つである。そのため周防に居住する同氏についても、中央のどの流れと結びつくかは断定しがたい。

国衙在庁としての中原氏の名が確認できるのは、「正治二年(一一二〇)十一月周防国在庁官人置文」(『鎌倉遺文』一一六三・六五)と、「正和二年(一二三三)三月十日周防国在庁官人起請文案」(『鎌倉遺文』二四八二〇)だが、とくに前者の事例で七名(助近・助永・助国・助正・助房・助綱・盛保)の中原氏の在庁のうち、六名で「助」が共通する点は注目される。こうした傾向は、中央の中原氏が「助」字を通字とするようになった時期以降に、彼らが周防国へ移住してきた可能性を示唆している。

この点を具体的に確認しておく、この種の人名の初見は『吏部王記』天慶九年(九四六)九月十日条(『源語秘訣』所引)の「藏人右衛門尉中原助信」だが、それ以降となると一二世紀前半まで下ってしまうので⁽⁴⁶⁾、そのあたりが画期かと推定される。

つまり一二世紀以降に下向してきた中原某を起点として、周防国の在庁中原氏が誕生した可能性が想定されることになる。とはいえ、短期間だけ滞在して帰京するような人物に、在庁化して現地で勢力を保つことは難しい。そこで推定されるのが、平安後期に目代などとして下ってきて、受領数代にわたり任務に当たっていた間に現地で勢力を扶植したような人物の存在である⁽⁴⁷⁾。

たとえば隣の安芸国の場合、目代行連が「仕_三眼代之職」、経_三四十余廻之年月、「兼_三行数国_二」（『平安遺文』三九二九）と述べている。彼の統治期の安芸国では、先ず目代が留守所下文を発給し、受領がそれに沿った内容の庁宣を後から発給するほど、受領による管内支配が形骸化していた⁴⁸。このように数代の受領の間、同一人物が継続して目代を務める事例は、すでにいくつか紹介されている。たとえば中原利宗（伊賀国）⁴⁹・善大夫（越中国）などは、その一例である。

周防国の場合、史料の残り具合が断片的なこともあり、そのような人物の存在を明確に想定できるわけではないが、中原姓の目代として注目されるのは「仁平二年（一一五二）八月一日周防国在庁下文」に自署を加えた中原朝臣である。

・「仁平二年（一一五二）八月一日周防国在庁下文」（『平安遺文』

二七六三）

庁下 矢嶋住人等

可_レ為_三賀茂社御領_一事

右、去七月日御庁宣云「件嶋為_三伊保庄内彼社御領_一、可_レ奉_レ免_三所当并雑事_二者、早為_三社領_一、可_レ随_三神役之状、所_レ仰如_レ件。不_レ可_三違失_一。仍下。

仁平二年八月一日

散位賀陽（花押）

多々良

矢田部

賀陽（花押）

多々良（花押）

多々良

日置

日置

散位中原朝臣（花押）

この文書末尾に見える「散位中原朝臣（花押）」は、目代とは明記されていないが、写真版によれば筆風・書式が前行までの在庁自署欄とは異なっている

点や、同時期の類似文書⁵⁰の書式と比較しても、在庁ではなく目代の自署欄と判断してよい。また、その花押は形態からすると「助」字の崩しの可能性が想定できる点も、看過できない。確実とは言えないまでも、この人物が後の周防国衙在庁の中原氏と関係する可能性は十分にある。

なお参考までに、平安後期以降の国衙行政における目代の重要性を収入から確認しておく、南北朝期の事例となるが「三分壹可_レ致_三沙汰_一」（『応安元年（一一三六八）七月二十二日安芸国衙所務職請文』東寺百合文書せ一八）・「御年貢之内、以_三参分之壹_一、為_三目代得分_一」（『応安二年（一一三六九）八月十一日安芸国衙所務職請文』同み九八）などの請文によれば、たとえば安芸国の場合、目代は国衙領からの収入の三分の一を獲得できることになっていた。加えて、目代は国衙領以外からの徴税・上納も代行することで、一割程度の手数料を得ていた⁵¹。このほか直営の佃を国内各地に設定したり、国衙諸職の一部を獲得する場合もあるなど⁵²、収入の方式は多彩だった。郎等の雇用費を初めとする各種必要経費や、何らかの問題から生じた未進補填など各種の支出も少なくなかつたろうが、全体として相当な実入りがあったことは想像に難くない。これだけ巨額の収入を確保できる立場であれば、国内の諸勢力への影響力もそれなりに大きなものとなっただろう。おそらく、そのような背景もあって、長期にわたって在任し続けた目代の関係者が在庁に加わることになつたと考えられる。

こうして国衙在庁に中原氏が加わると、たとえば「建久六年（一一九五）九月周防宮野莊立券文」（『鎌倉遺文』八一五）のように、莊園立券の際、中央の太政官から派遣された官使と、国衙から派遣される国使が、いずれも中原姓という一見不可思議な事例も生じてくる。

実は、こうした現象は偶然ではなく、中世初頭の周防国衙では、中央との折衝には中原氏が従事するという不文律があった可能性すらある。というのも、「文治三年（一一八七）二月周防国在庁官人等解写」（『吾妻鏡』文治三年四月十三日条・『鎌倉遺文』二〇九）を見ると、在庁官人の中原氏が「中原（在京）」とあるように在京していることが確認されるのである⁵³。こうした活動形態は、彼らが周防国在庁となつた後も、京都と結びつきを維持している可能性を示唆している。

なお、同じく目代の周防国への下向と関係して在庁化した勢力の可能性がある大江氏については、「建久八年（一一九七）阿弥陀寺鉄塔銘」（『防府市史史料編1』）に見えないことも含め、下向の時期はかなり遅め（つまり中世以降）の可能性が高いという以上のことは判明しない。同族である土師氏との関係も含め、詳細は不明とするほかない。

第七節 菅野氏

中原氏と同じく京下りと目される菅野氏の場合、一二―一四世紀の関連文書⁵⁴に見える五名（のべ六名）の人名が、成綱・光成・成房・延国・成保と、一名を除き「成」字を含む点で共通する。つまり周防国の菅野氏は、中央社会の同氏で「成」を通字とする傾向が生じた後に移住した可能性が高いと推測される。中央の事例でこの種の傾向が見られるようになるのは、一二世紀後半以降なので、周防への下向は院政期に入ってからと推定されよう。時期からすると、中原氏と類似する移住形態を採った可能性が高い。移住後の本拠地について、明確に示す史料は現存しないが、中須（周南市）周辺に地字「菅野」や菅野湖という地名が点在するので、何らかの関係があるかもしれない。

このように、中原氏や菅野氏といった中央の実務官僚を輩出する家の人物が在庁官人として下向してくる現象は、同時期の他国でも散見されるが、周防国の場合、在庁官人全体に占める割合の高さが目立つ。また下向の時期も院政期に集中しているようで、その点も特徴的である。くわえて、彼らが古くからこの地域に拠点を形成していた土師氏・賀陽氏などと違い、中世前期のうちに国衙機構のなから姿を消していくことも念頭に置くと、院政期の中央勢力側の積極的な指示をうけて、周防国に下向してきている可能性も想定される。院政期の周防国は、早い段階から院分国（実質的に、時の治天の君の直轄領）として運用され続けており、その過程で国守にも院庁の関係者が任命される傾向があった⁵⁵。目代についても院庁の関係者を派遣した可能性があり、その関係者が在庁レベルにまで食い込んでいったことも充分考えられる。そうした背景によって、周防国内での政治力を確保している以上、バックアップを失えば存在意義が大きく低下する事になることは避けられまい。

おわりに

以上、本稿では、平安後期の周防国で在庁官人として活動した諸勢力を検討した。その結果、平安中期までの地域有力者としては土師氏・賀陽氏（あるいは本稿で取り上げなかった事例としては、国名の由来ともなった周防国造氏）のように奈良期以前から当地に居住していた勢力が中心だったのに対し、平安後期には京下の実務官僚が土着して勢力を持つようになっていく状況が判明した。また、それぞれ事情は異なるとはいえ、賀陽氏（備中国）・胡氏（安芸国）のように、周辺諸国から移り住んできた勢力も少なくなかったことは、周防国の重要性とも関係している可能性が高い。このように平安後期の段階における周防国の在庁官人は、多種多様な出自の勢力から構成されていた。

一方、前稿⁵⁶で取り上げた周防・日置・佐波・牟礼・大原などの諸勢力も含めると、令制施行期の郡名氏族・郷名氏族（つまり大化前代から周防国に居住していた有力勢力）の多くが、中世前期までに姿を消していく傾向も確認できる。こうした旧来の支配的諸氏族の退潮傾向の背景には、中原・菅野といった周防国と院庁との関係から院政下になって中央から下向してきた諸勢力の活動や、彼らを介して中央権門と深い関係性を持つに至った多々良氏などの存在があったと考えられる。このうち周防国では、佐波郡達良郷を本貫とする多々良氏の一流が大内氏を名乗り、周防国のみならず周辺諸国までを勢力圏に収めるといふ特異な展開を見せるほか、中世後期まで一定の勢力を維持し続けた国衙在庁の勢力はほとんど確認できない。

こうした国衙在庁全般に確認できる勢力の退潮傾向の背景には、国衙機構自体の機能低下も想定される。かつて平安後期に国衙在庁という地位を手に入れる前提としては、周防国内のいずれかの地域で有力な立場を築き上げる必要があったと考えられる。ただし一旦、在庁の地位を確保して以降は、国衙におけるその地位を保持することで、本拠地における勢威を保つという逆転現象も生じた可能性が高い。つまり、地域支配を貫徹するために外部における権威の確保が不可欠となる状況の現出である。

周防国の場合、中世以降、造東大寺領国となったことで、一般の国と比較して、国衙機構や地域におけるその影響力は比較的長く保たれたと考えられる⁵⁷。しかし、その機能は到底古代におけるレベルには及ばない。平安後期の

段階で国衙在庁の首座を占めていた多々良氏が、鎌倉中期までに国衙機構を離脱し、幕府などとの関係性を強化しつつ独自の道を歩んでいくのは、そうした実態を強く認識したからに他なるまい。一方、低下し続けていく国衙機能に代わる新たな政治基盤を積極的に確保しようとしなかった(できなかった)他の国衙在庁たちは、活動の主要拠点である国衙の機能低下と軌を一にして、次第に没落していかざるをえなかったのだろう。

この国の国衙在庁のうち、南北朝期頃までそれなりの勢力を維持していたのは、関連文書に見える署判などからも、土師・賀陽・日置氏など、比較的古い時期から国内に基盤を形成していた少数の勢力に限られたようである。ただし早い段階で方向転換したことで、長く影響力を保持しつづけた多々良氏の場合も、結局、その地位は安泰ではなかった。同氏は、室町期に入って中国西部から九州北部にかけて巨大な支配圏を確保するに至ったとはいえ、一六世紀中頃に大内氏と陶氏の間で生じた同族紛争を契機として、もろく崩壊するに至っている。

平安後期に全国各地で発生した国衙在庁のうち、中世の守護大名の段階まで命脈を保った事例として、周防国の多々良氏は唯一のものではない。しかし近世大名の井伊氏(遠江国の国衙在庁)⁵⁸⁾ほど長命ではないにしても、全国的にも珍しい展開過程を経た国衙在庁の事例であることは間違いない。そうした勢力が古代の周防国に形成された歴史的背景や、たとえば加賀国衙在庁から守護大名化した富樫氏⁵⁹⁾のような同種の勢力が大内氏と同時期に滅亡する背景を考えるためにも、古代周防国衙をめぐる諸研究は、もう少し活性化しても良さそうに思われる。

〔注〕

1) 「本籍廻避」の詳細については、渡辺滋「日本古代の国司制度に関する再検討—平安中後期における任用国司を中心に—」(『古代文化』六五—四、二〇一四年)を参照。たとえば『延喜式』式部省一八一讓条の「凡諸道博士・得業生等兼国之輩、若讓^二他人^一者、雖^二学生・医生^一、不^レ得^レ任^二当国之入^一」という規定は、国衙の下級官僚ですら、「当国之人」を任ずるのは認めないという原則を示している。

2) 石井進『石井進著作集—日本中世国家史の研究』(岩波書店、二〇〇四年、初出一九七〇年)。

3) 紙幅の関係で本文は掲載しないが、概略については、後掲の表「関連文書に見える周防国衙在庁」を参照。年代順に「仁平二年(一一五二)八月一日周防国在庁下文」(『平安遺文』二七六三)・「養和二年(一一八二)四月二十八日野寺僧弁慶申状案」(『平安遺文』四〇二三)・「文治三年(一一八七)二月周防国在庁官人等解写」(『鎌倉遺文』二〇九)・「建久八年(一一九七)阿弥陀寺鉄塔銘」(『防府市史史料編I』)・「正治二年(一二〇〇)十一月周防国在庁官人置文」(『鎌倉遺文』一一六三)・『市史』)・「同年同月周防国阿弥陀寺田畠坪付」(『鎌倉遺文』一一六四・同一一六五)・『市史』)・「嘉禎二年(一二三六)四月十四日周防国留守所下文案」(『鎌倉遺文』四九六八)・「正和二年(一二三三)三月十日周防国在庁官人起請文案」(『鎌倉遺文』補三六〇)・「正中二年(一二三五)十二月二十六日留守所下文案」(『市史』)・「永和五年(一二七九)二月九日周防国在庁官人等勘状」(『市史』)・「宝徳二年(一四五〇)十二月十三日浜湯屋定文」(『市史』)・「某年周防国在庁連署書状」(『市史』)である。

4) 周防国の国衙在庁の動向については、渡辺滋「平安期周防国の地域有力者と国衙機構—任用国司から国衙在庁へ—」(『山口県地方史』一七八、二〇二二年)、多々良・周防・源・大中臣の諸氏については、渡辺滋「周防内藤氏の成立—院近臣藤原盛重流との関係を中心に—」(『山口県立大学大学院論集』一三三、二〇二二年)・同「古代の多々良氏から中世の大内氏へ—国衙在庁の中央出仕とその後—」(『山口県立大学国際化学部紀要』二九、二〇二三年)なども参照。本稿は、これらの論文の続編に当たる。

5) 三坂圭治『山口県の歴史』(山川出版社、一九七一年)は、中原・大江・菅野の諸氏を京下りと、武光誠「古代・中世の防府天満宮の研究」(『明治学院大学教養研究センター紀要』九—一、二〇一五年)は、それに加えて大原・安部・大中臣・源なども京下りと想定する。

6) 大化前代の土師氏については、米沢康「土師氏の伝承と実態」(『日本古

- 代の神話と歴史』吉川弘文館、一九九二年、初出一九五八年）・直木孝次郎「土師氏の研究」（『日本古代の氏族と天皇』塙書房、一九六四年、初出一九六〇年）・前川明久「土師氏と渡来系氏族」（『日本古代氏族と王権の研究』法政大学出版局、一九八六年、初出一九六九年）・村津弘明「土師氏の研究―土師娑婆連猪手を中心として―」（『史泉』五〇、一九七五年）などを参照。ただし、このうち村津論文は、土師氏と周防国の特殊な関係を強調しすぎの印象がある。
- 7) 遠藤基郎「筒井寛秀氏所蔵文書」弘安徳政関連文書」（『南都仏教』七六、一九九九年）。
- 8) 近藤清石「周防国吉敷郡村誌 吉敷村」（『山口県風土誌 七』歴史図書社、一九七二年）・河村乾二郎ほか「上代の信仰」（『山口市史』山口市、一九八二年）。
- 9) 久保幸子「土師宮古墳群」（『山口市史 史料編 考古・古代』山口市、二〇一二年）によれば、同古墳群は六基の円墳（直径一〇～一五m程度）からなり、土師八幡宮の所在する丘陵の南面に展開している。また谷口哲一「新宮山古墳」（同書）によれば、同古墳群は、土師宮古墳群の東方六〇〇mに位置する丘陵状に所在し、前方後円墳（一基、全長三六m）・円墳（五基）からなる。このほか西方四〇〇mの丘陵上には、赤妻古墳（県下最大級の円墳、現存せず）も所在していた。
- なお谷川論文によれば、新宮山古墳は近隣の大内盆地に所在する大内水上古墳（前方後円墳）の場合と同様、弥生時代の集落跡を再利用する形で造成されている可能性が想定される。両古墳ともに弥生時代の箱式石棺墓の系譜を受け継ぐ形態の埋葬施設を持つことから、古くからこの地に居住する勢力の首長を葬った墳墓と想定される点も含め、興味深い一致といえよう。新宮山古墳の西方二kmあたりに所在する天神山古墳群や、大内水上古墳の東方二kmあたりに所在する大塚古墳群で、いずれも外来の要素が目立つことは対照的である。
- 10) 吉敷郡八田郷を本貫とする矢田部氏については、渡辺滋ほか「古代の大内盆地における支配構造―GISを利用した歴史的景観の分析を踏まえて―」（『山口県立大学 大学院紀要』二四、二〇一三年）を参照。
- 11) 山中襄太『地名語源辞典』（校倉書房、一九六八年）・谷川健一編『民俗地名語彙事典 上』（三一書房、一九九四年）。なお賀陽氏については、古代朝鮮の加耶との関連を想定する見解もある。ただし、語音の近似のみから「渡来氏族」（たとえば李永植「文献からみる吉備と加耶」『吉備地方文化研究』一四、二〇〇四年）とまで考えるのは飛躍の感が否めない。
- 12) 賀陽郡域における鉄生産の実態については、花田勝広「吉備政権と鍛冶工房」（『古代の鉄生産と渡来人』雄山閣、二〇〇二年、初出一九九六年）を参照。
- 13) 周防国の賀陽氏と製鉄技術とのつながりを示す史料はとくに確認できないが、国府域内の製鉄遺跡はこの勢力と関係する可能性がある。先行研究では国府域北方を勢力圏とする多々良氏との関係が推定される傾向があったが、製鉄と製銅は異なる技術であるし、そもそも多々良氏と銅製鉄技術の関係も具体的な根拠が示されたくて主張されているわけではない。「多々良」の名称の由来をめぐる諸説については、渡辺注4論文（『山口県立大学 国際文化学部紀要』二九）を参照。またこの地域における弥生時代以来の金属精錬技術に関しては、渡辺滋「古代長門・周防両国における金属生産と朝鮮半島」（長濱幸一ほか編『山口から見る世界史』えにし書房、二〇一三年）を参照。
- 14) 宝賀寿男「大化以降の奈良・平安時代の吉備氏一族の動向」（『吉備氏―桃太郎伝承をもつ地方大族―』星雲社、二〇一六年）は、周防国の賀陽氏が宿祢姓を名乗る一方、賀陽郡の賀陽氏には朝臣姓が賜与されている（『続日本紀』天平神護元年（七六五）六月朔条）ことから、以上のように想定する。なお、嘉永七年（一八五四）に防府市桑山で発見された「保延六年（一一四〇）書写 法華経奥書」（『山口県史 史料編 古代』金石文八）によれば、平安後期の佐波郡仁井令（国府域の南方）に「吉備三子」が居住していたことが確認できる。こうした事例も踏まえると、吉備地方からの移住者は賀陽氏に限られなかった可能性が高い。当地と吉備地方の関係性については、古市晃「国家形成期の王権と地域社会―瀬戸内沿岸・北部九州を中心に―」（『国家形成期の王宮と地域社会―記紀・風土記の再解釈―』塙書房、二〇一九年、初出二〇一五年）の指摘も参照。

- 15) 高橋文雄『続・山口県地名考』(山口県地名研究所、一九七九年)。
- 16) 高橋文雄『山口県地名考』(山口県地名研究所、一九七八年)。
- 17) これらの文書については、永村真「東大寺勧進所の創設と諸活動」(『中世東大寺の組織と経営』塙書房、一九八九年、初出一九八〇年)を参照。同文書の写真は、是沢恭三「伝俊乗房重源筆 巻物切」出光美術館編『国宝手鑑 見ぬ世の友(限定版)』(平凡社、一九七三年)に掲載されている。なお現状で後欠となっているのは、この手鑑が重源の袖判を重視し、文書本文を不要視した結果の裁ち切りと推定される。
- 18) 鉦山の坑道の事例については、小葉田淳「切山」(『国史大辞典』)を参照。山口県の事例でも、長登銅山(美祢市)に「大切」という地名が残る。開削道路の事例については、「切山駅」(肥前国三根祿郡)に関する木下良「切山駅」(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路Ⅳ』大明堂、一九七九年)の見解を参照。また開墾地という見解については、山中襄太「地名語源辞典」(校倉書房、一九六八年)などを参照。
- 19) 渋谷五郎ほか「山口県産鉦物目録」(『山口県立山口博物館研究報告』三九、二〇一三年)。
- 20) 詳細は国守進「国衙領・荘園の構造と経営」(『山口県史 通史編 中世』山口県、二〇一二年)を参照。
- 21) 渡辺注4論文(『山口県地方史』一二八)を参照。
- 22) 兄部恭輔『累代遺語抜萃』(防府市教育委員会編『防府と兄部家』防府市立防府図書館、一九七一年)の「2」項・「36」項を参照。
- 23) 同種の古文書は、兄部家内の他の襖からも発見できた可能性が低くない。二〇一一年に同家が全焼したことで、確認するすが永遠に失われたのは残念なことである。
- 24) 兄部家の家運の変転については、小川国治「産業の発展」(『防府市史 通史Ⅱ近世』防府市、一九九九年)を参照。
- 25) 別府節子「古筆手鑑—様々な手鑑の特徴と味わい方—」(出光美術館編『古筆手鑑—国宝「見努世友」と「藻塩草」—』同館、二〇一二年)は、この手鑑を古筆本家一〇代の了伴(一七九〇—一八五三)の編纂と推定する。
- 26) たとえば石川卓美「防府と兄部氏」(『防府と兄部家』防府市立防府図書館、一九七一年)は、「鎌倉時代から周防合物座の長職を伝襲し、防府商工業の発注に寄与が深かった兄部氏」と述べる。
- 27) 鈴木敦子「中世後期における地域経済圏の構造」(『日本中世社会の流通構造』校倉書房、二〇〇〇年)。
- 28) 「為」字の事例は、兄部家から発見された文書の「為助」(兄部家文書一)・「為俊」(兄部家文書二)をはじめ、多数見える。「重」字の場合も、「重俊」(正治二年(一二〇〇)十一月周防国在庁官人置文)・「重永」(正和二年(一一三三)三月十日周防国在庁官人起請文案)などがある。
- 29) もし以上の想定が成り立つ場合、「兄部」という名字の由来は、国衙の「所」と関係する可能性が出てくる。周防国の場合、案主所兄部の大内氏を筆頭に、検非違所兄部の問田氏や健児所兄部の右田氏など、各所のトップを「兄部」と称する傾向があり、兄部家のそうした名乗りは、賀陽氏を名乗っていた時代の前歴を反映した呼称である可能性が想定できる。また兄部家の当主が代々襲名する「弥〇〇大夫」という呼称も、「カヤ」氏の「ヤ」の音を宛てた可能性がある。
- 30) 田中倫子「南北朝時代の天満宮」(『防府天満宮神社誌 社史編』防府天満宮、二〇〇五年)・武光注5論文。
- 31) 御園生翁甫「大島郡屋代庄 安部氏」(『大内氏史研究』山口県地方史学会、一九五九年)・木村忠夫「周防国」(網野善彦ほか編『講座 日本荘園史 九』吉川弘文館、一九九九年)などの見解。なお「前右大将政所下文」の記載が、『吾妻鏡』の文面と極似しているのは、中世に入手困難だった『吾妻鏡』を参考に作成したと考えられるより、『吾妻鏡』編纂の際に本文書が幕府に提出された可能性を想定すべきだろう。本文書については、黒川高明「源頼朝文書における疑偽文書について—「検討ノ要アリ」の文書を中心に—」(『源頼朝文書の研究 研究編』吉川弘文館、二〇一四年)で複数の疑点が指摘されるが、両者の文面の同一性から判断するに、『吾妻鏡』編纂時までには存在していた可能性が高い。本文書から保障される権利関係の正当性はともかく、菱沼一憲『源義経の合戦と戦略』(角川書店、二〇〇五年)のいうように、源平合戦時に周防大島が平家方の拠点として機能していた史

実自体は認めてもよからう。その際に平家方が拠点としたと思われる場所については、三坂圭治ほか「島末城」（『日本城郭大系 一四』新人物往来社、一九八〇年）の整理を参照。

32) 「建久二年（一一九二）三月二日 屋代荘惣公文職補任状案」（『鎌倉遺文』五二四）・「嘉祿二年（一二二六）六月 屋代荘領家定文案」（『鎌倉遺文』三五〇二）などに見える情報。宮本常一「屋代物語」（『宮本常一著作集 四二』未來社、一九九七年、初出一九五五年）・三坂圭治『山口県の歴史』（山川出版社、一九七一年）・倉住靖彦「古代の防長地方」（小川国治編『山口県の歴史』山川出版社、一九九八年）などは、これを史実として紹介する。

33) たとえば上横手雅敬「莊郷地頭制の成立」（『日本中世政治史研究』塙書房、一九七〇年）は、関連文書の内容から大江広元による同荘への関与を想定する。しかし近藤成一「鎌倉幕府と守護地頭」（『山口県史 通史編 中世』山口県、二〇一二年）が、位證書の分析などから「これらの文書が実際に広元が関与して作成されたというよりも、広元が地頭であったという伝承に基づいてこれらの文書が作成されたと考えるべき」と結論づけるように、文書の真正性には疑義がある。

34) たとえば安倍守近・守助・守良（『小右記』）・安倍守長（『朝野群載』）・安部守延（『平安遺文』九三七・九五九）などが初期の事例である。35) 上村主は、曹植（古代中国の魏王朝の王族）の子孫（『新撰姓氏録』左京諸蕃・和泉国諸蕃）。上曰佐は百済系（『新撰姓氏録』河内国諸蕃、上勝は百済系（『新撰姓氏録』右京諸蕃。なお姓の読みは、御園生翁甫が「カウ」（『防長地名淵鑑』）・「こう」（『大内氏史研究』）とルビを振って以降、郷土史の分野ではこれを継承するが、とくに根拠は見いだせない。

36) 吉川本で「宇佐那木」とある箇所は、北条本・島津本・毛利本では「郡」だが、文脈から吉川本を採る。

37) 御園生翁甫「同郡宇佐木保上七遠隆」（『大内氏史研究』山口県地方史学会、一九五九年）・三坂圭治『山口県の歴史』（山川出版社、一九七一年）。

38) 田村裕「中世前期の平生地方」（『平生町史』平生町、一九七八年）・島山聡「室町期における地下官人領の経営と守護大名―周防国宇佐木保を事例

として―」（『中世東大寺の国衙経営と寺院社会』勉誠出版、二〇一七年、初出二〇〇〇年）。

39) 田中倫子「地域社会の村落と都市」（『山口県史 通史編 中世』山口県、二〇一二年）によれば、熊毛郡のなかでも大野と宇佐木は耕作に利用する水系も同一で、湯水期の通水に関する取り決めなども残されるほど、緊密に結びついた地域だった。

40) 近藤清石『山口県風土誌 七』（歴史図書社、一九七二年）・御園生翁甫『防長地名淵鑑』（防長俱樂部、一九三一年）。なお近藤によれば、現地には「古屋敷」という地名が残り、胡左近将監頼幸の屋敷と言い伝えられていたらしい。

41) 長沼賢海「多びす神研究」（『日本宗教史の研究』教育研究会、一九二八年、初出一九一六年ほか）。

42) 瀬戸内海歴史民俗資料館「瀬戸内のエビス信仰」（『瀬戸内の海上信仰調査報告 西部地域』同館、一九八〇年）。

43) 田村哲夫編『山口県地名明細書』（史書刊行会、一九七二年）・高橋文雄『防長・土地に刻まれた歴史』（東洋図書出版、一九八一年）。

44) 宮本洋一『日本姓氏語源辞典』（示現舎、二〇一七年）。

45) 注5 諸論文を参照。なお山口出身の中原中也（詩人）の先祖は、安芸国の国人が毛利家の防長移封に伴って移ってきた一族とされるので（中原思郎『兄中原中也と祖先たち』審美社、一九七〇年）、とくに関係はないようである。

46) 以下に、管見の限りの事例を挙げておく。

『中右記』保安元年（一一二〇）四月十五日条「賀茂祭：山城使中原助貞」

『中右記』保延三年（一一三七）正月二日条「除目入眼：宮内少録中原助親」

『山槐記』仁安三年（一一六八）正月十五日条「中原助信」

『兵範記』仁安三年（一一六八）正月十五日条「肥後権守中原助兼」

『兵範記』仁安三年（一一六八）十二月十日条「主殿允中原助兼」

『玉葉』承安四年（一一七四）十二月一日条「甲斐権介中原助広」

- 『外記補任』建久二年(一一九二)「以_二中原助直、申_二任雅樂允_一」
 『明月記』建久九年(一一九八)正月三十日条「除目入眼：長門介中原助直」
 47) 目代の中原氏が現地に勢力を扶植して、国衙在庁と密接な関係を取り結ぶ現象としては、野中寛文「讃岐武士団の成立—『綾氏系図』をめぐる—」(『四国中世史研究』一、一九九〇年)の紹介する讃岐国の事例が参考になる。
 48) 行運については、正木喜三郎「大宰府領と平氏政権—大宰府目代藤原能盛考—」(『大宰府領の研究』文献出版、一九九一年、初出一九七八年)・上横手雅敬「厳島社領と平氏の地頭制」(『日本中世政治史研究』塙書房、一九七〇年、初出一九六三年ほか)・錦織勤「平安末期安芸国高田郡の政治問題」(『中世国衙領の支配構造』吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九九二年)・斎藤拓海「葉山城頼宗」(『芸備地方史研究』三〇〇、二〇一六年)・田村裕「兵士「地頭」考」(『新潟大学教育学部紀要』二四—二、一九八三年)・畑野順子「平氏と安芸国王家領荘園成立過程—知行国制の推移と共に—」(『史学研究』二五〇、二〇〇五年)などを参照。
 49) 中原利宗については、久保田和彦「国司の私的権力機構の成立と構造—十一〜十二世紀における国司権力の再検討—」(『学習院史学』一七、一九八〇年)・吉永壮志「留守所目代に関する基礎的考察」(『古代文化』六八—二、二〇一六年)を、善大夫については、吉永壮志「平安時代後期における目代の具体像—半井家本『医心方』紙背文書の検討から—」(『待兼山論叢』四五、二〇一一年)・森公章「半井家本『医心方』紙背文書と国司の交替」(『東洋大学文学部紀要』七〇、二〇一七年)などを参照。
 50) たとえば「天承元年(一一三二)九月十五日美作国留守下文」(『平安遺文』四九八四)・「承安三年(一一七三)二月安芸国符」(『平安遺文』三六二二)。
 51) 森茂暁「山科家関係文書の紹介「内蔵寮領等目録」「御厨子所関係文書」」(『福岡大学人文論叢』三一—一、一九九九年)。
 52) たとえば安芸国の目代行運は、みずから粟屋郷郷司職を所有していた(「十月十八日沙弥行蓮書状」『平安遺文』三九二九)。
 53) なお同種の現象は多々良氏の場合にも確認されるが、その背景は異なる。渡辺注4論文を参照。
 54) たとえば『隆方卿記』康平_{三〇}年(一一五九)十二月十六日条「前出納(菅野)成経流罪」(『青鸞眼抄』公事部三十・『檜囊抄』所引)・『平定家記』康平三年(一一六〇)七月十七日条「右少史菅野成持」・『水左記』承暦五年(一一八二)十月十一日条「菅野成時任安房守(史巡一)」・『大饗部類記』寛治三年(一一八九)正月二十二日条「前守菅野成時」・『中右記』保延元年(一一三五)四月一日条「算師菅野成宗」・『本朝世紀』康治元年(一一四二)正月二十三日条「(東市)少属菅野成宗」・『中原師元記』応保元年(一一六一)九月三日条(『御産部類記』所引)「中宮少属菅野成宗」など。
 55) 院権力と周防国の深い関係性については、渡辺注4論文(『山口県立大学大学院論集』二三・『山口県立大学国際文化学部紀要』二九)のほか、渡辺滋「古代後期の周防国と中央政界—玉祖氏を素材として—」(『山口県立大学国際文化学部紀要』二八、二〇二二年)も参照。
 56) 渡辺注4(『山口県地方史』二二八)論文。
 57) 造東大寺領国としての周防国については、畠山聡「中世東大寺の国衙経営と寺院社会—造営料国周防国の変遷—」(勉誠出版、二〇一七年)を参照。
 58) なお野田浩子「中世井伊氏系図の形成過程」(『日本歴史』八三一、二〇一七年)によれば、遠江国井伊谷を拠点とする国衙在庁として井伊介を称した勢力は、近世の「直」を通字とする井伊家(彦根藩)の直接の祖先ではない可能性もあるようである。
 59) 加賀国の国衙在庁の富樫氏については、浅香山木「古代における手取扇状地の開発」(『古代地域史の研究』法政大学出版局、一九七八年、初出一九六七年)を参照。

〔表〕 関連文書に見える周防国衙在庁

作成年月	文書名	署名欄	出典	活字本
①仁平二年 (一一五二) 八月一日	周防国在庁下文	散位：多々良3・賀陽2・ 日置2・矢田部1／中原 (目代カ)	鳥居大路文 書(賀茂別 雷社文書)	『平安遺文』 二七六三
②養和二年 (一一八二) 四月二十八 日	野寺僧弁慶申状案 (の在庁判)	散位：土師4・賀陽2・ 中原1・日置1／権介： 大江1・多々良1	東大寺文書	『平安遺文』 四〇二三
③文治三年 (一一八七) 二月	周防国在庁官人等 解写	散位：土師5(安利・弘安・ 助遠・国方・弘正)・賀陽 2(弘方・高元)・菅乃1 (成房)・大原1(清廉)・ 中原1(在京)・日置1(高 元)／権介：大江1・多々 良1(在京)	『吾妻鏡』文 治三年四月 十三日条	『鎌倉遺文』 二〇九
④建久八年 (一一九七)	阿弥陀寺鉄塔銘	大旦那／国吏 留守所／ 多々良氏 日置氏 大原 氏 源氏 大中臣氏 上 氏 土師氏 賀陽氏 菅 野氏 中原氏 佐波氏 胡氏 安部氏 矢田部氏	阿弥陀寺所 蔵鉄塔	防府市史史 料編1
⑤正治二年 (一一〇〇) 十一月	周防国在庁官人置 文	散位：土師15(助元・ 守包・安利・弘安・助遠・ 国方・弘則・弘真・則安・ 国真・助安・弘忠・弘綱・ 助守・弘正)・中原7(助近・ 助永・助国・助正・助房・ 助綱・盛保)・賀陽7(弘方・ 近房・為元・利方・為利・ 為真・重俊)・菅野4(成綱・ 為真・重俊)・菅野4(成綱・ 為真・重俊)	東大寺文書 2	『鎌倉遺文』 一一六三・ 防府市史史 料編1

⑥正治二年 (一一〇〇) 十一月	周防国阿弥陀寺田 島坪付	散位：土師15(助元・ 弘則・弘真・則安・国真・ 助安・弘忠・弘綱・助守・ 守包・安利・弘安・助遠・ 国方・弘正)・中原7(助近・ 助永・助国・助正・助房・ 助綱・盛保)・賀陽7(弘方・ 近房・為元・利方・為利・ 為真・重俊)・菅野4(成綱・ 光成・成房・近国)・日置 2(高依・高遠)・大江2 (永守・高範)・佐波1(利 包)・矢田部1(弘直)	阿弥陀寺文 書1	『鎌倉遺文』 一一六四・ 防府市史史 料編1
		散位：土師15(助元・ 守包・安利・弘安・助遠・ 国方・弘則・弘真・則安・ 国真・助安・弘忠・弘綱・ 助守・弘正)・中原7(助近・ 助永・助国・助正・助房・ 助綱・盛保)・賀陽7(弘方・ 近房・為元・利方・為利・ 為真・重俊)・菅野4(成綱・ 光成・成房・近国)・日置 2(高依・高遠)・大江2 (永守・高範)・佐波1(利 包)・矢田部1(弘直)		⑥⑦永利と なっている 『鎌倉遺文』 は誤翻刻)
		※『鎌倉遺 文』は「弘方」 の姓を「土 師」と翻刻 するが、⑤ ⑦と同じく 「賀陽」とす べき(誤翻 刻)		

<p>⑨ 正和二年 (一二二二) 三月十日</p>	<p>⑧ 嘉禎二年 (一二三六) 四月十四日</p>		<p>⑦ 正治二年 (一一〇〇) 十一月</p>
<p>周防国在庁官人起 請文案</p>	<p>周防国留守所下文 案</p>		<p>周防国阿弥陀寺田 畠坪付</p>
<p>散位：土師18(遠綱・重家・基国・貞貞・宗貞・遠貞・弘保・宗安・貞基・信貞・貞安・貞方・親家・遠保・恒安・兼綱)</p>	<p>散位：土師2・日置1・佐波1・菅野1・中原1・多々良1／権介：多々良1／目代</p>	<p>良弘盛・日代春阿弥陀仏 ／権介日置高元・権介多々良 1(清廉)・多々良1(盛綱) 1(利包)・矢田部1(弘直)・胡1(永利)・大原1(清廉)・多々良1(盛綱) ／権介日置高元・権介多々良弘盛・日代春阿弥陀仏</p>	<p>散位：土師15(助元・守包・安利・弘安・助遠・国方・弘則・弘真・則安・国真・助安・弘忠・弘綱・助守・弘正)・中原7(助近・助永・助国・盛保・助正・助房・助綱)・賀陽7(弘方・近房・為元・利方・為利・為真・重俊)・菅野4(成綱・光成・近国・成房)・日置2(高遠・高依)・大江2(永守・高範)・佐波1(利包)・矢田部1(弘直)・胡1(永利)・大原1(清廉)・多々良1(盛綱) ／権介日置高元・権介多々良弘盛・日代春阿弥陀仏</p>
<p>書 阿弥陀寺文</p>	<p>東大寺文書</p>		<p>2 上司家文書 一・一六五・ 防府市史 料編1</p>
<p>『鎌倉遺文』 補三六〇</p>	<p>『鎌倉遺文』 四九六八</p>		<p>『鎌倉遺文』 一・一六五・ 防府市史 料編1</p>

<p>⑬ 日 十二月十三</p>	<p>⑫ 宝徳二年 (一二五〇) 十二月十三</p>	<p>⑪ 永和五年 (一二七九) 二月九日</p>	<p>⑩ 正中二年 (一二三五) 十二月 二十六日</p>
<p>周防国在庁連署書 状(断簡)</p>	<p>浜湯屋定文</p>	<p>周防国在庁官人等 勘状</p>	<p>留守所下文案</p>
<p>土師2・胡1・賀陽1・佐波1</p>	<p>散位：土師4(資郷・重秀・宗康・澄遠)・賀陽3(資勝・範成・道祐)・日置1(高明)・大江1(資直)</p>	<p>散位：土師5(資宗・貞兼・家幸・時貞・為直)・賀陽2(範幸・兼成)・日置1(高助)／沙弥寂妙(案主所)</p>	<p>散位：土師2・中原1・佐波1／権介2／目代</p>
<p>大須文庫所 藏文書1</p>	<p>『寺社正文』 所収文書1</p>	<p>防府天満宮 文書1・2</p>	<p>周防国分寺 文書1と7</p>
<p>防府市史 料編1</p>	<p>防府市史 料編1</p>	<p>防府市史 料編1</p>	<p>防府市史 料編1</p>